

資料

認可保育所「すまいるえくぼ」（二本松市）  
に関する説明資料

令和4年1月  
福島県

## 目次

1 事案の概要	1
2 対応の経過	2
3 問題点の整理	7
4 再発防止策	8
5 資料	11
○ 認可保育所における指導監査の進め方	…11
○ 虐待通報等の体制	…12
○ 「児童福祉法第46条第3項に基づき改善命令書」【別紙1】	…13
○ 「保育施設における適切な運営の確保について（通知）」【別紙2】	…15
○ 「保育所職員相談窓口」カード【別紙3】	…19
○ 「児童福祉法第46条第3項に基づく改善命令書に対する業務改善計画書の提出について」【別紙4】	…21
○ 「保育施設の指導監査時等における虐待の有無の聞き取り調査の実施について（通知）」【別紙5】	…39
○ 「保育施設の指導監査時等における聞き取り調査の徹底について（通知）」	…45
○ 「保育施設における適切な運営の確保に係るフォローアップ調査について（依頼）」【別紙7】	…47
○ 「令和3年度福島県保育所等安全対策推進研修受講のご案内」【別紙8】	…53

## 1 事業の概要

令和2年11月16日、認可保育所「すまいるえくぼ」（二本松市平石）の保育士らが、元園長が入所児童に対して不適切な行為を行っているとして、写真や動画等を持参し二本松市子育て支援課に相談した。

市からの連絡を受け、県北保健福祉事務所及び県子育て支援課、二本松市子育て支援課が令和2年11月17日に特別監査を実施し、元園長は虐待の事実を認めた。

### ○ 認可保育所「すまいるえくぼ」の概要（令和2年8月1日現在）

- ・ 住 所 二本松市平石高田二丁目492番地1
- ・ 運営主体 すまいるえくぼ株式会社（代表取締役 濱尾敏子）
- ・ 園 長 濱尾敏子
- ・ 定 員 30人（3歳児：9人、2歳児：9人、1歳児：9人、0歳児：3人）
- ・ 在籍人数 22人（3歳児：3人、2歳児：7人、1歳児：9人、0歳児：3人）
- ・ 開園時間 7時～19時（18時～19時は延長保育時間）
- ・ 職員構成 園長1人、保育士6人、補助3人、調理員2名、管理栄養士（嘱託）1人、用務員1人
- ・ 認可年月日 平成31年4月1日

当該調査の結果、元園長による入所児童への虐待行為が確認されたため、令和2年11月18日、保育所の設置主体である「すまいるえくぼ株式会社」に対し、改善命令を発出した。

命令の内容は、県に改善計画書を提出し承認を得ること、改善計画書が承認されるまで園長は保育に関わる業務を行わないこと、保護者への説明会を開き、事実を説明すること。

令和2年11月20日、県及び二本松市は、元園長の虐待行為について、二本松警察署に通報した。

元園長は、令和3年1月14日、園児に対する暴行容疑で逮捕され、その後、別の園児への暴行容疑で再逮捕（計3回）され、令和3年4月～5月に3回の

公判が開かれ、令和3年6月12日、懲役2年（執行猶予5年）の刑が確定した。

認可保育所「すまいるえくぼ」は、県の改善命令後も引き続き保育を希望する園児について保育を行っていたが、園児は令和3年3月までに全て転園し、令和3年3月末をもって閉園した。

## 2 対応の経過

### ○ 平成29年10月31日

小規模保育事業所として二本松市が平成29年11月1日付けで認可。

### ○ 平成31年1月18日

「すまいるえくぼ株式会社」から県に対して、児童福祉施設（保育所）の設置認可申請。

### ○ 平成31年2月8日

二本松市が県に対して、保育所設置に係る意見書を提出。

### ○ 平成31年3月19日

福島県社会福祉審議会保育所部会において審議、意見聴取。

### ○ 平成31年3月22日

県から「すまいるえくぼ株式会社」に対して、平成31年4月1日付けで保育所設置を認可

### ○ 平成31年4月24日

中央児童相談所を経由し、県北保健福祉事務所に「園長が子どもを叩く」等との情報が寄せられたため、翌日、県北保健福祉事務所と二本松市が園を訪問して園長から聞き取りを行ったが、強く否定され、虐待の事実を確認することはできなかった。

○ 令和元年10月1日

中央児童相談所から二本松市に「園長が泣いている子どもを隔離している」等との情報提供があり、二本松市が同日に現地調査を実施したが、虐待の事実を確認することはできなかった。

○ 令和元年10月8日、10月10日

匿名の方から「泣いている子どもを暗い部屋に入れている」等との情報が二本松市（8日）、県子育て支援課（10日）に寄せられた。県子育て支援課は当該情報を同日に県北保健福祉事務所に情報提供した。

○ 令和元年10月15日

情報を受けて、県北保健福祉事務所が指導監査を実施し、園長から聞き取りを行ったが、虐待の事実を確認することはできなかった。園長に対する事情聴取に際して、まさか園長の立場で嘘をついたり、虐待はしないだろうという思い込みがあったこと、園長は地域で長年保育事業を行ってきた実績のある人物でもあるとの情報を得ていたことから、信頼できる人物と判断してしまい、園長の主張をそのまま受け入れてしまった。

○ 令和2年9月15日

県北保健福祉事務所が園に定期監査指導を実施し、園長から聞き取りを行ったが、虐待の事実を確認することはできなかった。

○ 令和2年11月13日

二本松市から県北保健福祉事務所に「すまいるえくぼ」の園長が体罰や著しい暴言などの虐待を入所児童に行っているとの通報があった。

○ 令和2年11月16日

県北保健福祉事務所及び二本松市は、園職員からの状況聴取及び園職員が密かに撮影した動画（園長が泣いている児童に足蹴にしている場面や執拗に小突いたりしている場面）の確認により、園長が虐待を行っている事実を確認した。

○ 令和2年11月17日

二本松市、県子育て支援課、県北保健福祉事務所は特別指導監査を実施し、全職員に対する聞き取り調査を行い、園長は虐待の事実を認めた。

○ 令和2年11月18日

県は、児童福祉法に基づく改善命令書を園長に交付した（別紙1）。

○ 令和2年11月19日

園は、保護者説明会を開催し、園長は児童に虐待を行っていたことを説明し、謝罪した。

○ 令和2年11月20日

二本松市は、議員協議会において、「すまいるえくぼ」で虐待が行われていたこと及び県と連携し厳しく指導していくことを説明した。

同日、県及び二本松市は園長の虐待行為について、二本松警察署に通報した。

○ 令和2年11月24日～令和3年3月末

事件発覚直後より、今後の再発防止や園の状況確認のため、県北保健福祉事務所と二本松市が協力し、毎週「すまいるえくぼ」を訪問して状況の確認を行った。

○ 令和2年11月25日、12月7日

県子育て支援課、県北保健福祉事務所及び二本松市が園を訪問し、改善計画書（案）の内容について協議した。

○ 令和2年11月27日

全市町村に対し、各施設において施設内で虐待が行われていないか職員全員で確認するとともに、保育所保育指針や教育・保育要領と保育計画の再確認と実践を行うよう通知するとともに、各保健福祉事務所に対し、指導監査時に複数職員からの聞き取りを行うよう通知した（別紙2）。

- 令和2年12月1日  
元本宮まゆみ小学校長の安田喜一郎氏が新園長に就任した。
- 令和2年12月3日  
県北保健福祉事務所は、児童に対する虐待行為に係る再発防止策の一環として、県北管内（二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡所在）の認可保育所、認定こども園、認可外保育施設の全職員に対して、名刺サイズの「保育所職員相談窓口」カードを配布し、悩み事等の相談窓口について周知を行った（別紙3）。
- 令和2年12月9日～  
報道機関は、元園長が虐待を行っていたことを報じた。
- 令和2年12月10日  
園は、2回目の保護者説明会を開催し、虐待が行われていたことについて、改めて謝罪し、令和2年12月19日まで休園することを説明した。
- 令和2年12月18日  
園から県北保健福祉事務所へ業務改善計画書が提出された（別紙4）。
- 令和2年12月23日  
園は、3回目の保護者説明会を開催し、業務改善計画の内容と令和3年3月末をもって閉園することを説明した。
- 令和3年1月14日  
元園長が二本松警察署において、暴行容疑で逮捕された。
- 令和3年2月3日  
元園長は別の園児に対する暴行容疑で逮捕（2回目）された。

○ 令和3年2月24日

元園長は別の園児に対する暴行容疑で逮捕（3回目）された。

また、1回目と2回目で逮捕され暴行容疑で起訴された。

○ 令和3年3月16日

3回目で逮捕された暴行容疑で追起訴された。

○ 令和3年3月31日

「すまいるえくぼ」は同日をもって閉園した。

○ 令和3年4月21日

元園長に対する第1回公判が開かれ、令和2年10月及び11月の園児3名に対する暴行について、検察から起訴内容の陳述があり、元園長はこの事實を認めた。

○ 令和3年5月12日

元園長に対する第2回公判が開かれ、当該事件は、自分でものを言えない幼い子どもに対する一方的な暴行であり、悪質・重大で、本人の身勝手な犯行であるとして、懲役2年が求刑された。

○ 令和3年5月28日

元園長に対する判決公判が開かれ、懲役2年（執行猶予5年）の有罪判決があった。

（判決要旨）

- ・ 本事件は、園児に対して一方的に暴行を加えた非常に悪質な事件である。信頼すべき保育園の職員から暴行を受けたことで、子どもたちの心に重大な影響を与えた可能性があり、保護者からも厳罰を求める声が上がっていた。
- ・ 犯行の動機についても、自分の話を聞かせるためなどという自己勝手な理由である。
- ・ 従って、暴力事件としては最も重い刑となる懲役2年とする。

しかし、被告は反省しており、これまでに同様の犯罪歴がなく社会的制裁も受けていることから、刑の執行には5年間の猶予を設けるものである。

○ 令和3年6月12日

元園長に対して懲役2年（執行猶予5年）の有罪が確定した。

### 3 問題点の整理

（1）不適切な保育に関する情報について、市町村との情報共有が不十分であったこと。

保護者から二本松市に対して、以前より不適な保育に関する相談や苦情があったにもかかわらず、市から県に対して情報提供がなかったなど必要な連携や情報共有が図られていなかつた。

（2）通報後、事前通告して指導監査を行つたため、実態確認が不十分であつたこと。

虐待と疑われる行為が認められた場合は、事前通告なしの特別指導監査等の実施により、まずは入所者の処遇確保等が必要となるが、当該事案においては、事前通告を行つた上で、実地監査を実施したことから、その場において、事実関係を十分に確認することはできなかつた。

（3）指導監査において、園長からしか聞き取りを行わなかつたこと。

園長に対する事情聴取に際して、まさか園長の立場で嘘をついたり、虐待はしないだろうという思い込みがあつたこと、園長は地域で長年保育事業を行つてきた実績のある人物でもあるとの情報を得ていたことから、信頼できる人物と判断してしまい、園長の主張をそのまま受け入れてしまつた。特に、園児にけがなどが確認できなかつたため、結果として、園長のみの聞き取りに止まつた。

## 4 再発防止策

### (1) 虐待発見時の情報提供

#### ○ 令和3年1月25日

全市町村及び各保健福祉事務所に対し、「保育施設の指導監査時等における虐待の有無の聞き取り調査の実施について（通知）」（令和3年1月25日付け第3465号子育て支援課長、福祉監査課長連名通知）を発出し、共通のルールに基づき複数の職員から聞き取り調査を行うこととした（別紙5）。

#### ○ 令和3年6月2日

令和3年1月25日付け「保育施設の指導監査時等における虐待の有無の聞き取り調査の実施について（通知）」の内容を再通知するほか、厚生労働省が委託事業により作成した「不適切な保育に関する対応について 事業報告書」の情報提供を行った。

また、保育士等からの虐待通報については、児童福祉法を所管する県及び市町村の担当部署が「公益通報者保護制度」の受付先となり、県まで適切に情報提供されること、通報者が職場内で不利益な取扱いを受けないよう適切な対応を依頼した（別紙6）。

### (2) 指導監査の改善

#### ○ 令和2年11月27日

全市町村に対し、各施設において入所児童に対し虐待が行われていないか職員全員で確認するとともに、保育所保育指針や教育・保育要領と保育計画の再確認と実践を行うよう通知した。

また、各保健福祉事務所に対し、指導監査時において、複数職員からの聞き取り等により虐待と疑われる行為が行われていないかの確認を徹底するとともに、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じることが認められた場合には、事前通知なしの特別指導監査の実施等を速やかに行うことにより、事実の早期解明と改善指導を行うよう通知した（別紙2）。

○ 令和3年1月15日（令和3年2月中旬取りまとめ）

令和2年11月27日付け通知の発出を受け、県内保育施設を対象とするフォローアップ調査を実施し（別紙7）、虐待事案の有無について、施設内の全職員による確認を依頼し、虐待事案がなかったことを確認。

○ 令和3年1月25日【再掲】

全市町村及び各保健福祉事務所に対し、「保育施設の指導監査時等における虐待の有無の聞き取り調査の実施について（通知）」（令和3年1月25日付け第3465号子育て支援課長、福祉監査課長連名通知）を発出し、共通のルールに基づき複数の職員から聞き取り調査を行うこととした（別紙5）。

○ 令和3年6月1日

令和3年度指導監査等担当職員研修会（対象者：県・市町村の社会福祉施設等への指導監査担当者、主催：県社会福祉課）において、監査時における職員からの聞き取り（令和3年1月25日付け通知）等について、改めて周知・徹底を実施した。

（3）保育関係者向けの研修の実施

○ 令和3年9月17日（～令和4年1月15日）

保育関係者等を対象とした安全対策推進研修に、今回より虐待防止に関する項目を追加して実施している（Web動画配信）（別紙8）。

（4）県と市町村との連携及び情報共有

○ 令和3年6月15日

須賀川市内の保育所の認可に関して、県社会福祉審議会保育所部会を開催した。

「すまいるえくぼ」の認可を踏まえ、不適切な保育の有無等について、

市から提出された意見書をもとに、市への聞き取り及び担当職員が園の保育士数名から直接聞き取りを行うことにより確認し、保育所部会において情報提供した。

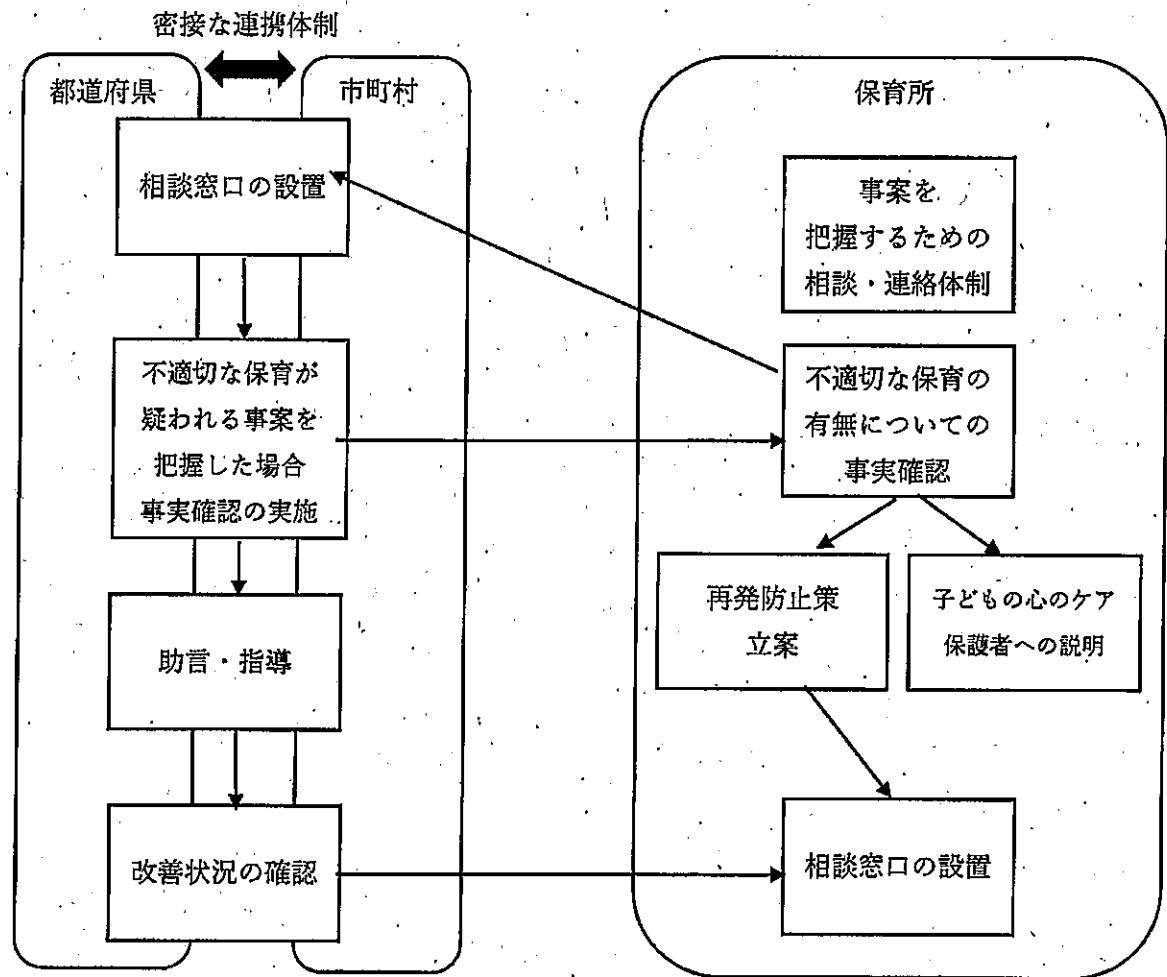
## 5 資料

### ○ 認可保育所における指導監査の進め方

- ・ 中核市以外に所在する認可保育所については、県が、一般監査として、毎年1回実地の方法により監査を実施する。具体的には、保健福祉事務所が2名以上の職員により半日から1日間をかけて実施する。
- ・ 監査当日は、施設の運営管理体制、利用者の処遇、会計処理など管理運営全般を対象として監査を行う。
- ・ 現状及び前回監査時の指摘事項に対する改善状況等については、施設の代表者より聞き取りを行う。
- ・ その監査結果について、後日施設に通知し、指摘事項があれば、改善結果を（45日以内に）県に提出する。
- ・ それ以外には、施設運営等に不正又は著しい不当の可能性がある等の情報を得た場合、必要に応じて、特別監査を実施する。

## ○ 虐待通報等の体制

### 県、市町村、保育所の役割



### 保育士からの通報（公益通報者保護制度（児童福祉法（保育関連））

